

『正法眼蔵』の文献学的研究の歴史と今後の課題

秋津 秀彰

一、はじめに―本稿の目的

曹洞宗のことを研究する「曹洞宗学」、あるいはこれを略した「宗学」について、その具体的な定義については措きつつ、研究の分類方法として、鏡島元隆「道元禪師研究の回顧と展望」(後述)の分類に、筆者の判断で「教化学的研究」を追加し、さらに鏡島氏の論文内容から、筆者がその概要の説明を作成して示すと、以下の通りである。

① **思想的研究**：曹洞宗の両祖である、道元禪師(一一二〇〇～一一五三)・瑩山紹瑾禪師(一一二六四～一三二五)をはじめとする祖師の思想を、著作の内容を読解する等の方法によって研究し、曹洞宗の教義を理解・解明する。

② **歴史的研究**：祖師個人の伝記や、曹洞宗、さらには寺院等の歴史、またこれらの関連事項に関する研究を通じて、祖師の思想を形成するに至るまでの経緯や、現在に至るまでの曹洞宗教団の動向・展開を解明する。

③ **書誌学的研究**：祖師が残した典籍・文書そのものの研究を通じて、思想・歴史的研究の基盤となる、信頼できる正しい本文を確定する文献学的研究、「ことば」そのものを研究する国語学的研究や、新資料の発見のための調査研究等。さらには、資料の流布・伝播、『正法眼蔵』の諸種編輯体系の成立過程や位置づけをめぐる、編輯史・編輯論の研究も含む。

④ **教化学的研究**：以上を踏まえた曹洞宗の教義を、活かし、広めていくための理論及び実践の研究。

これらを「基礎的研究→応用的研究」の順に並べると「③→②→①→④」となるが、一方では相互に関連し合い、補完しながら、全体としての「宗学」が成り立っていると思われる。そして本稿では、③書誌学的研究を取り扱う。

次に、総論的に③書誌学的研究に言及している、主要、重要な書籍・論文等を、刊行年順で以下に列挙する。なお、各種『道元禪師全集』等の「解題」もこれに含まれるであろうが、後に触れるため、ここでの列挙は省略した。

鏡島寛之「道元禪師研究の動向・回顧」(『道元禪師研究』、道元禪師鑽仰会、一九四一年一月初出、石川力山・熊本英人編『道元思想大系』二十一、同朋舎出版、一九九五年九月再録)

鏡島元隆「道元禪師研究の回顧と展望」(『文学』二十九卷六号、一九六一年六月初出、『道元思想大系』二十一再録)

永久岳水「正法眼藏一灯録」(中山書房、一九七〇年二月)、『正法眼藏著述史の研究』(中山書房、一九七二年一月)、『正法眼藏の異本と伝播史の研究』(中山書房、一九七二年六月)

『永平正法眼藏蒐書大成』(以下、『大成』) 一〜二十五・別巻(『道元禪師真蹟関係資料集』・別冊(総目録)(大修館

書店、一九七四〜一九八二年)、続輯一〜十(大修館書店、一九八九〜二〇〇〇年)

田島毓堂『正法眼藏の国語学的研究』(笠間書院、一九七七年三月)、同資料編(笠間書院、一九七八年七月)

鏡島元隆「道元をめぐる諸問題」一〜六(『春秋』二〇九〜二一四号、一九七九年十月〜一九八〇年四月)

河村孝道『正法眼藏の成立史的研究』(春秋社、一九八七年二月。以下、『河村書』)

鏡島元隆「道元禪師研究の現況」(『春秋』二九七号、一九八八年四月)

石川力山「道元学の今」(『師家養成所講義録』、曹洞宗事務庁、一九九一年三月初出、『道元思想大系』二十一再録)

團野弘之『正法眼藏写本の書誌学的研究』(私家版、一九九九年一月)

伊藤秀憲『禅学研究入門』二 曹洞宗(一)(大東出版社、二〇〇六年十二月二版、二五七〜二七六頁)、初版(一九九四

年)

年七月）収録論文は『道元禪研究』（大蔵出版、一九九八年七月、二二―三三頁）再録。

見理文周・田島毓堂編『道元思想大系』十八 道元の著作と文学・語学（同朋舎出版、一九九五年七月）

熊本英人編『道元思想大系』五 道元の著述・編集1（同朋舎出版、一九九五年九月）

角田泰隆『道元禪師の思想的研究』（春秋社、二〇一五年二月）

その他、水野弥穂子氏の各論的論考等、触れるべき著作・論文はあると思われるが、それらについては『道元思想大系』五、同十八の「関係文献一覧」等を参照願うとして、ひとまず以上の論文の内容を見ると、その多くは、資料調査研究の結果報告・公開と、『正法眼蔵』成立論・編輯論とりわけ道元禪師親輯とされる、七十五卷本・十二卷本の成立・位置づけをめぐる問題を取り上げている場合が多い。そしてこの問題は、河村氏の著書を中心に多くの著積があり、また思想的研究にも関連するので、ここでは挙げなかつた著書・論文においても述べられていることがある。そして筆者も、六十巻本については言及したことがあるため^①、詳細は言及しないが、この問題の解決のために必要な諸課題については最後に言及したい。

これらに対して、鏡島寛之「道元禪師研究の動向・回顧」の「五 眼蔵の書誌学的研究」の重点は、どちらかといえば、『正法眼蔵』の「定本」（以下、『定本』）の欠如、また『正法眼蔵』の文献学的研究・国語学的研究の必要性・重要性の問題に置かれている^②。そして本稿では、この鏡島寛之氏の問題提起から八十年が経過した、令和四年現在において、道元禪師の主著である『正法眼蔵』の書誌学的研究の内、『定本』作成の試みと文献学的研究に重点を置き、過去の動向を今一度振り返りつつ、今後、目指すべき所を提示する、ということを目的とした。また、『正法眼蔵』編輯史も、ひいては『定本』作成のための歴史と見做すことも可能である。そのようなことから、近代以前・近代以降の各時代における、それぞれの『定本』作成の動きについて論述していく。

なお周知の通り、道元禪師の著した『正法眼蔵』には、和漢混淆文で書かれた仮字^(仮名)『正法眼蔵』と、それに先行して成立した、漢文で書かれた真字^(真名)『正法眼蔵』の二種類があるが、本稿で単に『正法眼蔵』と記した場合は仮字『正法眼蔵』のことを示し、真字『正法眼蔵』について触れる場合は略さず明記した。

二、『正法眼蔵』の「定本」の定義

『正法眼蔵』の文献学的研究、さらには書誌学的研究の到達点の一つが、『定本』の作成である。『定本』の定義は、究極的には、道元禪師が著した通りの『正法眼蔵』を再現した本⁽⁴⁾、ということになる。それに際して大きな問題となるのは、(1)本文、(2)底本、(3)巻次排列である。この三点の問題について、順に説明していく。

(1)本文の問題とは、具体的には、「文字」と「読み」の問題ということになる。道元禪師真蹟と伝わる『正法眼蔵』の写本は、断簡類、草案本・修訂本等を区別し、全て挙げたとしても七卷分しか現存せず、広義の『正法眼蔵』(後述)の定義からすると、百巻近くを数える巻数からしても、ごく一部のものでしかない。さらにこれらの中には、真偽が未確定な資料も含まれている。そして、真蹟資料がない巻については、後代の写本・刊本等を参照することが必要になるが、ここにおいて、(2)底本と(3)巻次排列の問題が出てくる。

河村孝道氏は、『正法眼蔵』の書誌学的研究の必読書『正法眼蔵の成立史的研究』において、道元禪師による撰述に始まる、『正法眼蔵』の結集・編輯の帰結点を本山版に置き、その間に行われた『正法眼蔵』の結集・編輯を八段階に分類して示している。河村氏の分類に従いつつ、筆者の所見⁽⁶⁾によって、それぞれの説明を略述すると以下の通りである。そしてこれらが、『定本』の「底本」になる可能性を持つ編輯体系である。

第一次編輯 六十卷本：河村氏は、道元禪師自身の手による、七十五卷本以前の「暫定的編輯」とする。ただし、「暫定的編輯」本と、道元禪師示寂後、弘安年間（一二七七～一二八八）頃までに書写された現存本とが同一のものなのかについては検討が必要。また、道元禪師示寂後、第三次から第四次の間に編輯されたもので、道元禪師親輯ではないとする説もある。嘉暦四年（一三二九）に、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）五世義雲（一二五三～一三三三）が、六十卷本を対象に『正法眼藏品目頌並序』を撰述してから、基本的には永平寺を中心に伝来しており、またこの著作の撰述を以て、六十卷本は義雲が編輯したものと永らく考えられてきた。⁷⁾収録巻に懷契（一一九八～一二八〇）の奥書が多く見られることは重要。

第二次編輯 七十五卷本：七十五卷本系「現成公案」巻末の「建長壬子拾勒」の語から、道元禪師示寂前年の建長四年（一二五二）頃までに成立したものとされ、道元禪師自身が巻次排列を定めたと考えられる編輯体系の一つ。原則として道元禪師の奥書しかない。中世期においては、基本的には總持寺（当時石川県輪島市、現在神奈川県横浜）系寺院を中心に伝来してきた。十二卷本が「新草」と称されるのに対して、「旧草」と呼ばれることもある。

第三次編輯 十二卷本：宝治二年（一二四八）三月に、鎌倉での行化を終えて永平寺に帰山後、「八大人覺」巻が著された、示寂年の建長五年（一二五三）一月まで撰述・編輯が続けられたものとされる。二十八卷本所収「八大人覺」巻の懷契の奥書から、「新草」とも呼ばれる。当初は十二巻で終わる予定ではなかったが、その時点での体調面での限界を鑑みて、暫定的に排列を定め、自身の手で一応完結させたものと思われる。七十五卷本とは収録巻の重複がないことから、七十五卷本・十二卷本の組み合わせを以て、道元禪師親輯の編輯体系とされる。永光寺（石川県羽咋市）に完本・端本が一本ずつ所蔵され、近世にも、明和四年（一七六七）から翌年にかけて修理が行われるなどはしていたが、永光寺十二卷本の存在・内容が世間に公表されたのは、昭和六年（一九三二）のことであった。

第四次編輯 二十八卷本（⁸⁾「秘密正法眼蔵」）：道元禪師示寂後、応永年間（一三九四～一四二八）頃までに、六十巻

本に含まれない巻を七十五巻本と十二巻本から抜粋しつつ、いずれの編輯体系にも含まれない巻も含めて、六十巻本の拾遺的な位置づけを意図して、無作為な排列の下にまとめられたものと考えられる。これにも懐疑の奥書が見られる場合がある。永らく永平寺に秘蔵されていたが、晃全（後述）が発見し、晃全本に組み込んだことで、収録巻が世に知られることとなった。「秘密正法眼藏」の名は、永平寺三十九世承天則地（一六五五〜一七四四）代の享保八年（一七二三）に行われた修補の際に付されたもので、晃全の発見時には特定の書名はなかった。なお、以上の四つの編輯体系に含まれる巻が、狭義の仮字『正法眼藏』（草案本の巻を含む、筆者の定義）。

第五次編輯 八十三巻本（二種類）：①梵清本以前に成立しており、梵清本の参考資料として用いられたとされる編輯体系。具体的な編者・編輯年時等は不明。七十五巻本の後に、六十巻本から八巻を補って成立したもので、列次番号が連続していることが特徴。ただし現在、中世期の写本は発見されていない。一方で、卍山（後述）が序文⁹⁵を付したり、晃全本の主要底本となったりするなど、近世初期の編輯体系に大きな影響を与えている。

②瑠璃光寺（山口県山口市）にのみ所蔵される、六十巻本を主に、七十五巻本から二十三巻を補ったもの。両者の列次番号は区別されている。

同前 八十四巻本（梵清本）：太容梵清（一三七八〜一四三九頃）が、加賀仏陀寺（石川県能美市仏大寺町、現廃寺）輪住中の応永二十六年に書写・編輯したもの。編輯方針は八十三巻本①と同一で、基本的にはこれに基づいて成立したものとされる。八十三巻本①との主要な相違点として、六十巻本部分を「別輯」として、六十巻本の列次番号を付して区別し、その順に排列していること、内容の相違を鑑みて、「別輯」に六十巻本系「発菩提心」巻を追加していること、『正法眼藏』各巻の引用経典・語録を「挙古」として一覧化した『正法眼藏綱目』を巻首に付し、以て目録と内容の要旨を示していることが挙げられる。

第六次編輯 八十九巻本（卍山本）：大乘寺（石川県金沢市）二十七世卍山道白（一六三六〜一七一五）が、大乘寺

住持中の貞享元年（天和四年、一六八四）に結集・編輯を終えたもの。本文は七十五巻本系を、収録巻は梵清本を基準としつつ、その後に「拾遺」として、「受戒」「八大人覺」巻と、それ以前の編輯体系には組み入れられていなかった「弁道話」「重雲堂式」「示庫院文」巻の計五巻を追加している。『正法眼蔵』各巻の撰述年時によって、巻次排列を再編したことが最大の特徴であり、この編輯法を生み出したことが最大の功績。

第七次編輯 九十六巻本（晃全本） ……永平寺三十五世版橈晃全（一六二五～一六九三）が、永平寺住持中の元禄二年（一六八九）から元禄四年にかけて、三段階の結集・編輯を行ったもの。六十巻本を主に、八十三巻本①、「秘密正法眼蔵」、卍山本の「拾遺」、さらには後に偽撰とされる「陞座」巻¹⁰⁾を組み合わせて成立した。巻次排列は撰述年時順であるが、卍山本とは一部基準が異なる。最も多くの巻を収録し、近世における参学の標準を作り上げたことが功績。なお、ここまでの編輯体系に含まれる全ての巻が、広義の仮字『正法眼蔵』（「陞座」巻は除く、筆者の定義）。

第八次編輯 九十五巻本（本山版） ……永平寺五十世玄透即中（一二二九～一八〇七）が、享和二年（一八〇二）の道元禪師五〇回大遠忌の記念事業として、『正法眼蔵』全巻の開版を發願するに際して、祖道穩達（一七四九頃～一八一三）・大愚俊量（一七五九～一八〇三）を出版幹事として、寛政八年（一七九六）に編纂を開始し、文化八年（一八一二）に完成報告が行われ、最終的に文化十一年頃に頒布を開始したもの。その底本については、永平寺所蔵懷奘書写「仏性」巻のような資料が用いられている場合もあれば、穩達・俊量の参学の師である瞎道本光（二七二〇～一七七三）の影響を受けている場合もあり、後者から、実際の編纂の起点は、穩達・俊量の吉祥寺（東京都文京区）旃檀林在籍時代にまで遡れる可能性がある。巻次は撰述年時順であるが、卍山本・晃全本とは一部基準が異なる。それまでの成果を受けて、ほぼ全巻を開版・流布せしめ、『正法眼蔵』結集・編輯史を総括したことが最大の功績。近年行われた『正法眼蔵』の出版に際しても底本として用いられており、刊行から二〇〇年を経過し、『正法眼蔵』編輯史・編輯論の議論が進んだ現在においても、一定程度の影響力を持っている。

この区分を前提にすれば、第一次から第三次までが道元禪師が自身で策定した編輯体系であると考えられており、第四次・第五次の四系統本が中世期に、第六次から第八次が近世期に成立した編輯体系である。そして、十二巻本は近代・昭和期まで一般には知られていなかったため、六十巻本・七十五巻本・二十八巻本に基づいて、第五次から第八次、そして第七次から第八次の間に成立した、近代以前の『正法眼蔵』の編輯体系は成立している。

『正法眼蔵』の写本には、これらの編輯体系を寄せ集め、組み合わせたものが多数あるため、全てを把握・参照することは非常に困難である。仮に中世期の写本に限ったとしても、六十巻本と七十五巻本という、五十巻（修訂本四十八巻＋草案本二巻）が重複する編輯体系がある上、一部の巻に本文が大きく異なる事例が確認されているため、そのいずれを底本とするか、という問題に差し当たると。現在は、道元禪師親輯と考えられている七十五巻本・十二巻本を基礎とすることが多いが、そのために生じた問題もあると考えられ、その点は後述したい。

底本とする写本系統が決まったとしても、同系統本に複数の写本がある上、それらの本文には、誤字脱字等も含めて、若干の相違がある。そのため、その異同をどのように整理していくかという「本文批評（テキスト・クリティック）」の作業が必要になる。

そして「読み」の問題については、前掲の鏡島寛之「道元禪師研究の動向・回顧」において既に問題提起されている。これを要約すると、近代以前の書誌学的研究にどの程度信頼を置けるのかということ、近代・明治以降、数多く出版された活字本『正法眼蔵』にはそれぞれ一長一短があるため、完全に信頼の置ける『定本』が存在しないこと、現在の宗学の学問水準で、『正法眼蔵』の本文に正確な句読点、濁点・半濁点、振り仮名・送り仮名等を付すことができるのか、その作業なくして、正しい『正法眼蔵』の精神を把握することはできるのかということである。そしてこれらの問題について、初めて本格的な検討がなされたのが、明治二十三年に制定された、『修証義』の編纂事業においてであるとしている（『道元思想大系』二十一・二六―三〇頁）。

道元禪師真蹟本には、原則として句読点等は付されていないため、これらが付された時点で、その本文は既に編者による解釈がなされているとも言える。従って、正しい『正法眼蔵』の精神を把握していなければ、文字の校訂や句読点等が正しい『定本』を作成することはできないが、一方で正しい『定本』なくして、正しい『正法眼蔵』の精神を把握することはできないのではないかと、という問題に直面する。

ここで、『定本』とはどのような本か、という定義を考えてみたい。『新編日本古典文学全集』二十一 源氏物語②（小学館、一九九五年一月）所収「古典への招待」において、校注・訳者の一人である阿部秋生（一九一〇～一九九九）氏が、「正確な本文」と題して『源氏物語』の文献学的研究についてまとめている。阿部氏によれば、近代以降に刊行された『源氏物語』の活字本の主たる底本は、延宝年間に刊行された二本の刊本であり、この状態がしばらく続いた。これが変化したのが、池田亀鑑（一八九六～一九五六）氏による『校異源氏物語』（中央公論社、一九四一年九月）と『源氏物語』七冊（『日本古典全書』所収、朝日新聞社、一九四六～一九五五年）の刊行で、底本を古写本に改め、その中から有力なものを選択して底本とし、諸本で校訂して本文を策定するようになった（三～四頁）。そして、文献学的研究の困難さについて、以下のように述べている。

文献学的作業の中に、「校合」「校訂」と称せられる作業がある。この「校」は「校正」のそれと同じであろう。「校合」とは、ある本を書写したとき、新写本の文章をもとの本（書本）の文章とつき合せて、新写本の写し誤りを書本のとおり訂正する作業で、印刷の「校正」とよく似た作業である。「校訂」も「校合」によって、新写本の誤脱を訂正するという意味だろうが、新写本の文章を、他の複数の写本の文章と比べて訂正する場合をいうことがある。この「校正」の場合の「原稿」、「校合」「校訂」の場合の「書本」を、それぞれに絶対的基準にとるということは、作業の実際に即しての言い方で、その意味するところをつきつめてみると、いずれも、「原著者の文章」を基準にとるといえる考え方である。

われわれが、日常、「正確な文章」というときには、語法的にも正確であり、かつ古来の修辭法や文章法の慣行にも忠実であり、さらにいえば、きちんとした、しまりのある文章というほどの意味になるが、この「正確」と、「校正」「校合」「校訂」の作業にいう「正確」とは、その意味は大分違うというべきであろう。この「校合」「校訂」において、「原著者の文章」を基準として、そこに戻ることを目指している文献学的作業を、「原典の再建」と称して、これが文献学の窮極の目標だと言われている。

印刷における「校正」の目標も、いわば「原典の再建」であるが、この場合は、再建すべき原典に相当する「原稿」が存在するから、この目標の達成は不可能なことではない。だが、古典の「校合」「校訂」の場合には、「書本」は現存するが、「原典」は現存しないのが普通のことなので、「原典の再建」ということは、目標として掲げることができないが、実際の作業は、目標の正体を見定めきれないという非常に困難な事態にあり、ほとんど達成することは不可能であるとさえいわれている。(五～六頁)

その上で、『源氏物語』の「原典の再建」は、諸本の異同を参照できる「校本」の作成が現状とされており(六頁)、定本化の作業は未だ途上の段階にあるようである。

そして阿部氏の定義からすれば、鏡島寛之氏が想定している『定本』は、論文全体の文脈から推定すると、「日常」「正確な文章」というときの『正法眼蔵』の方であろう。これに対して、文献学的研究における「正確」とは、当時の慣行とは異なる、道元禪師独自の用字・語法や瞬間的な書き間違え等も含めて、「原典の再建」を達成した『正法眼蔵』であって、必ずしも辞書的な正確さとは一致しない部分が出る可能性もある、ということになると思われる。よって、『定本』の策定に当たっては、このいずれを重んじるか、これらは同時に達成可能なのか、ということが問題になる。

前掲の『校異源氏物語』には、句読点等は一切付されておらず、ただ底本とした『源氏物語』の本文と、諸本との文字の異同が記されているのみである。この方式を踏襲すべきかは検討の余地はあるが、いずれにせよ、まずは「正

確」な『正法眼蔵』の「文字」の確定が第一の課題となるのであり、「読み」の問題はその後の問題であろう。¹²⁾

『正法眼蔵』においては、文字の異同の理由が道元禪師自身に求められる可能性もあり、それが判断を難しくしている。懷奘書写「仏性」巻（永平寺蔵）等から、『正法眼蔵』は、当初は単に「仏性」のように、個々の主題の仮名法語として著していたこと、後に「正法眼蔵仏性第三」のように、『正法眼蔵』の総題号と列次番号を以て結集・編輯していったこと、結集・編輯の過程で、本文の書き改めも行ったことが知られている。さらに、既に指摘されているように、道元禪師は、自身の書き改めの痕跡を、一部の例外を除いて、奥書等に記録しない。¹³⁾そのため、諸本の本文が異なっている理由が、道元禪師自身の書き改めによるものなのか、より後代の人物の書き換えや書き誤りによるものなのか、もし前者であるならば、眼前の本文がどの時点の本文であるのか、ということの判断が必要になる。

さらに前述の通り、六十巻本と二十八巻本の組み合わせは、その成立の経緯上、重複する巻が存在しないことは自明であるが、七十五巻本・十二巻本の組み合わせもまた重複する巻がないため、二十八巻本「八大人覺」巻末の懷奘の奥書と、昭和に入ってから十二巻本の発見・研究等を通じて、七十五巻本・十二巻本の組み合わせが道元禪師親輯とされるに至った。従って、『正法眼蔵』の書誌学的研究・編輯論における、中世から近代と、現代の分水嶺の一つは、十二巻本の発見・紹介と、『正法眼蔵』の道元禪師親輯説の確立であろう。

三、各時代における『正法眼蔵』の「定本」策定の試み

七十五巻本・十二巻本の道元禪師親輯説の確立を受けて初めて刊行されたのが、大久保道舟編『道元禪師全集』上巻（筑摩書房、一九六九年五月。後に『註』正法眼蔵全』へ筑摩書房、一九七一年四月）として縮刷刊行。以下、後者を『大久保本』と略称する）である。その「凡例」によれば、

二 本書編輯の形式は、道元禪師がこの書を纏められた順序に従ったもので、いわゆる旧草七十五卷、新草十二卷を軸とし、この形式に加わらなかつたものは、一括して拾遺部に収めた。この点、本山版眼蔵が著作の年代を逐うて編年的に纏めたものとは、いちじるしく相違している。

三 本書校訂の底本は、旧草については、先ず禪師の真筆本を第一とし、真筆本のないものは、弟子懷舛の筆写本及びその他の古写本を用い、さらに如上の諸本の存しないものは、洞雲寺所蔵の六十卷本に依り、六十卷にないものは、乾坤院本に拠つた。而して新草については、永光寺所伝のいわゆる十二卷本を底本とした。(以下略)(三頁、旧字を新字に改めた)

とあり、その大きな意義は、本文排列の基準を道元禪師に求めたこと、底本を本山版から古写本に改めたこと、資料名を明示した上で、底本とそれ以外の古写本・刊本との異同を示して、宗門初の「校本」の作成を試みたことである。これに対して、第五次から第八次までの編輯体系が生まれた動機の一つも、それぞれの手持ちの様々な『正法眼蔵』の編輯体系をまとめて整理し、『定本』を作成するため、という解釈も可能である。しかし中世期においては、資料的限界を別として、諸種の編輯本を統合するに際して、優先される底本の選定基準に、編者自身の法系や学系などの、道元禪師以外の要素が判断に影響を与えている可能性があり、近世初期における卍山本・晃全本においても、底本の選定基準についてはこれを引き継ぐものであつた。一方で、本山版を含む近世の編輯体系に共通するのが、道元禪師の『正法眼蔵』の撰述年時に準じた巻次排列である。このうち、卍山本・晃全本におけるその理由については、筆者の以前の結論の見直しを行ったため、詳細は別稿を参照頂くこととしたい。その要旨は、道元禪師撰述時点の『正法眼蔵』を復古するため、ということであり、参学の標準となる統一的な『正法眼蔵』を作成するため、ということでは必ずしもない。このような、従来採用されたことのない、新たな編輯法を用いる一方で、所属寺院等の編者の背景から、卍山は總持寺系の七十五卷本を、晃全本は永平寺系の六十卷本をそれぞれ中心に定め、本文等の様々な部分にそ

れぞれの特徴を反映させた。そのため、外見上は類似しているが、内容面では思想的な相違点が存在する、別種の『正法眼蔵』が編輯された。

晃全本成立以降、『正法眼蔵』の研究の進展と共に、宗学者個々人の見識に基づいた、排列が異なる諸種の編輯体系・編輯本の成立をみた。この状況に対して、本山版編輯の目的は、『彫刻正法眼蔵縁由』（『大成』二十・四五〇～四五二頁）の記述から、『正法眼蔵』の開版を通じて、諸本を再統一し、標準化することであったと考えられる。そのため、『彫刻正法眼蔵凡例』（同前四五四～四五七頁）では、当時主流の面山瑞方（一六八三～一七五九）『正法眼蔵闢邪訣』（同前二七三～二七四頁）の説を重んじる立場を表明しつつも、巻次排列においては、撰述年時順という、晃全本以降採用されることのなかった手法を再び用いることで、少なくとも建前上は、いずれの立場にも立たない、ということを示したのではないかと思われる。

本山版は、「永平寺藏版」という権威を以て標準化を達成し、『正法眼蔵』編輯史の流れに終止符を打つこととなった。それは、明治維新以降、近代における『正法眼蔵』本文の刊行は、本山版を活字化して刊行したものが大半である⁽¹⁶⁾ことから伺える。その中で最も重要な本は、明治十八年（一八八五）八月に、大内青巒（二八四五～一九一八）氏が、鴻盟社から活字で、瑩山禪師の『伝光録』と共に出版した『正法眼蔵』⁽¹⁷⁾であろう。それは、明治十八年本以降に刊行された『正法眼蔵』は、この本の本文をそのまま掲載したもので、またはその影響を受けたものであることから伺える。よって、近代に刊行された『正法眼蔵』は、その刊行の事実、布教教化という面では一定の意義を見いだせるが、『定本』の策定という観点からは、本山版の延長線上に留まるのであって、大きな意味を持つものではない。その例外としては、『正法眼蔵』の注釈書の刊行が挙げられる。明治十四年に天桂『正法眼蔵弁註』が「本校藏版」（『大成』十五・七五四頁）として、同十五年に瞎道『正法眼蔵却退一字参（参註）』が「曹洞宗大学林藏版」（『大成』十八・二二〇八頁）として木版で刊行されたり、明治二十九年に安心院藏海（一七三〇～一七八八）『正法眼蔵私記』

五冊（鴻盟社、一八九六年四月）が、同三十八年に『正法眼蔵抄』上下巻（鴻盟社、一九〇三年十一月）がそれぞれ活字で刊行されたりしている。これらの内、『正法眼蔵私記』は本山版の排列・本文に改められ、また『正法眼蔵弁註』の「別輯」（『大成』十五・六四二～七一〇頁）には本山版の転載も含まれるが、それ以外は『正法眼蔵弁註』の祖本の龍水本を反映した排列になっている。

また、少し時代は離れるが、本山版を底本としつつも、諸本と改めて校合の上、刊行された本として、岸澤惟安校訂『大正新修大蔵経』八十二（続諸宗部十三、大正一切経刊行会、一九三一年八月）所収本、大久保道舟編『道元禪師全集』（春秋社、一九四〇年十二月）、衛藤即応校註、岩波文庫本『正法眼蔵』（岩波書店、一九四三年九月）がある。加えて、本文は本山版に依りつつも、詮慧・経豪『正法眼蔵聞書抄』に倣って七十五巻本の巻次排列・収録巻を採用した、井上哲次郎・上田万年監修、長井真琴校訂『道元禪師集』（『大日本文庫』仏教編所収、大日本文庫刊行会、一九四二年九月）は、独自性を見いだせる。さらにこれらの刊行に並行して、七十五巻本・十二巻本の道元禪師親輯説が提示され、戦後には、ほぼ定説として確立した。それ以降の諸種編輯本の大半は、道元禪師親輯という、最も根本的かつ客観的な巻次排列を用い、稀に本山版を用いるようになった。同時に相違点は、底本と、底本以外の巻をどれだけ含めるかという、収録巻の問題へと変化し、現在に至っている。しかしこれは、新たな問題を生むこととなったと考える。

それは、道元禪師の研究において、七十五巻本・十二巻本という編輯体系は重要視されるが、それ以外の編輯体系は、これらに含まれない巻を補うためのものではなくなっている、ということであり、この問題は結論にて述べた。また、特に近世・江戸期の宗学や宗学者の研究に際しては、本来は研究対象の人物の引用傾向や参学歴等から、実際に参照したのである『正法眼蔵』の系統本を判断して引用しなければならぬが、現実には既刊の『正法眼蔵』の活字本をそのまま引用するのみであるために、筆者の個人的な所感として、疑問を感じる場合がままある。これは、

かつて鏡島元隆氏が、従来の道元禪師の出版研究に欠けているとした書誌的観点の問題¹⁹⁾、また神保如天・安藤文英共編『正法眼蔵註解全書』全十一巻（無我山房、一九一三〜一九一四年）において、収録した『正法眼蔵』の諸注釈のいずれもが参照していない、本山版の本文を掲載したことで発生した問題がそのままではまる。もちろん、『正法眼蔵』の各系統本を全て翻刻し、活字化することは、現時点では現実的ではなく、優先度は高くないとは思われる。しかし少なくとも、その基礎となる、先に挙げた主要編輯体系については、写本の写真・影印を参照して引用するのではなく、諸本校訂の上、活字化し、容易に参照できるようにすることが求められる。

現在、様々な現場で引用されることが多い、主要な『正法眼蔵』の原文が掲載されている諸本を挙げると、以下の通りである。列挙に際しては、書名、注記等、収録巻、本文の策定方針の順で示した。収録巻は、七十五巻本・十二巻本・六十巻本・二十八巻本・近世収録本・各種草案本・その他の順で提示し、九十五巻本等の表現は使用せず、掲載順とはしなかった。また「↓」で連続して示している本は、前の本の本文を継承していることを示す。

(1) 大久保道舟編『道元禪師全集』上（筑摩書房、一九六九年五月）

↓ 大久保道舟編『正法眼蔵全』（筑摩書房、一九七一年四月）

脚注（諸本との校異）あり。語注なし。

七十五巻本・十二巻本・草案本三時業・法華転法華・菩提薩埵四摂法・草案本洗面・草案本遍参・別本仏向上事・生死・後心不可得・道心・唯仏与仏・弁道話・草案本弁道話・草案本嗣書（修訂本「嗣書」巻との校本として使用）※本文の策定方針は、本節冒頭で引用した「凡例」参照。

(2) 寺田透・水野弥穂子校注『日本思想大系』十二・十三 道元上・下（岩波書店、一九七〇年五月、一九七二年二月）

↓ 『原典日本仏教の思想』七・八 正法眼蔵上・下（岩波書店、一九九〇年十二月、一九九一年一月）

頭注（語注）あり。後注（校異・出典）あり。

七十五卷本・十二卷本（三時業を除く）・草案本三時業・法華転法華・菩提薩埵四摂法・生死・道心・唯仏与仏・弁道話

↓水野弥穂子編、岩波文庫本『正法眼蔵』四冊（岩波書店、一九九〇～一九九三年）

脚注（語注、校異を含む）あり。後注（出典解説中心）あり。

七十五卷本・十二卷本・法華転法華・菩提薩埵四摂法・生死・道心・唯仏与仏・弁道話

↓水野弥穂子（一～七）、石井修道（八・九）訳注『聖教館道元禪師全集』一～九（春秋社、二〇〇二～二〇一二年）

現代語訳あり。後注（語注・出典中心、校異を含む）あり。

七十五卷本・十二卷本・法華転法華・菩提薩埵四摂法・生死・道心・唯仏与仏・弁道話（岩波文庫本に同じ）

思想大系本では、洞雲寺本を中心に、洞雲寺本にない巻は乾坤院本や秘密正法眼蔵本で補い、「山水経」「仏性」「祖师西来意」等はこのよい古写本に依るという方法をとった。洞雲寺本を重んじたのは、平仮名文献としての佛をよく残している点で、平仮名文の『正法眼蔵』の本文作成には必須と見たからである。（中略）十二卷『正法眼蔵』については、永光寺本がその全容を見ることができるようになった現在は、永光寺本を底本とするのも一つの方法であるが、依然として、片仮名文献から平仮名文献に移すための問題がいくつか残るので、思想大系本の底本通りとし、「受戒」「三時業」を永光寺本とした。（『岩波文庫本』四「解説」五一七～五一八頁）

一、原文は十二卷本『正法眼蔵』の唯一の写本である永光寺所蔵本を底本とするように努めたが、原文の校訂本は水野弥穂子校注の岩波文庫本（全四巻）をほぼ踏襲する結果となった。筆者も多少校訂を行ったが、煩雑さを避けてそのすべてを注記することはしなかった。（『原文対照道元禪師全集』八「凡例」）

(3) 河村孝道校注『道元禪師全集』一・二（春秋社、一九九一年一月、一九九三年一月）

頭注（語注・出典中心、校異を含む）あり。後注（校異）あり。

七十五卷本・十二卷本・草案本三時業・法華転法華・菩提薩埵四撰法・草案本洗面・草案本遍參・唯仏与仏・生死・後心不可得・別本仏向上事・道心・弁道話・重雲堂式・示庫院文・草案本弁道話・草案本大悟・草案本嗣書

(一)七十五卷本に属する巻については、道元禪師草稿本の六行書一卷一帖の形式に則つて七十五卷七十六冊〔行持〕巻を本・末二冊に分写〕に書写した龍門寺所蔵本（石川県・天文十六年〔一五四七〕書写。片仮名体）、(二)新草十二巻本については、永光寺所蔵本（石川県・文安三年〔一四四六〕書写。片仮名体）（以下略）（二所収「凡例」一頁）

(4)河村孝道・角田泰隆編校註『訂補版正法眼蔵』（大本山永平寺、二〇一九年八月）

頭注（出典中心、語注・校異を含む）あり。後注なし。

七十五巻本・十二巻本・草案本三時業・法華転法華・菩提薩埵四撰法・草案本遍參・草案本洗面・別本仏向上事・生死・後心不可得・道心・唯仏与仏・弁道話・重雲堂式・示庫院文・草案本弁道話・草案本大悟・草案本嗣書・「永平高祖法語」

撰述年次に依拠する本山版九十五巻の編成を、親輯本の編成次第（七十五巻・十二巻Ⅱ八十七巻）に改組すると共に、其際、「本文」についてのみは先人の古写本蒐集・校讎の精査に依る本山版九十五巻の一貫した「本文」を継承し、是れを「本文」の底本とし、其上で親輯伝写諸本・真蹟各本（含断簡類）の本文を以て校讎し、その異同を頭註表記した。（中略）本来ならば、当該本（筆者注：『本山版縮刷正法眼蔵 全』（鴻盟社、一九五二年四月）を指す）刊行以後より現今に至るまでの諸種刊行本、就中、現在、定本化されて世に依用されている『正法眼蔵』、及び其他の諸種刊行本との関わりを通して、其等諸本の成果の受用面と精査検討課題面とを明確化し、其事の帰結する処からの今回の「訂補版」であるべきであるが、然し其等の諸種刊行本は、猶、各々に

問題点も存し、加うるに『正法眼藏』本文の原姿―「証本」復元への諸資料再精査の研究作業という原本的な課題も存する事等から、今般の縮刷本の訂補版では、今後継続して精査・考究さるべき研究課題として措き、当面、本書訂補の趣旨に準じて、基本的には、既刊の縮刷本の訂補のみに限つての刊行に相い留めるものである。「例言」二頁、旧字を新字に改めた)

(5) 『正法眼藏』三冊(曹洞宗宗務庁、二〇二〇年十月)

頭注(語注・出典中心、校異を含む)あり。後注(「各巻解説」・「差別・人權問題に関する語彙と解釈)あり。

真字『正法眼藏』は、本文と頭注(『正法眼藏』・『永平広録』との引用関係)のみ。「正法眼藏序」は不掲載。

七十五巻本・十二巻本(三時業・一百八法明門を除く)・草案本三時業・法華転法華・菩提薩埵四摂法・生死・後心不可得・道心・唯仏与仏・弁道話・重雲堂式・示庫院文・真字『正法眼藏』

一、本書の底本となる『正法眼藏』は(中略)本山版『永平正法眼藏』九五巻である。

一、本書は、日本曹洞宗教団(以下、本宗とも)の関係者をはじめ、道元禪師や『正法眼藏』の参究を志す万人に向けた「開かれた宗典」を目的としている。そのため、読みやすさや読解に資することを企図し、可能な限り底本を基本としながらも忠実な翻刻は行わず、明らかな誤字・脱字、及び漢文における返り点・送り仮名の不具合等については、これを修正した箇所もある。(下略)

一、「本山版」は、「凡例並巻目」に記載されている各巻の配列と実際の列次が異なる。本書では、最終的に説示の年次を整えた上で巻の列次を決した「凡例並巻目」に準じて巻を配列した。

一、『正法眼藏』諸本との対校による校異については、「平易且つ万人に開かれた宗典」という本書編集の趣旨、及び、既に刊行されている諸種の『正法眼藏』において十分且つ丁寧な成果が提示されている現状に鑑み、これを掲載することは控えた。(以上「凡例」より関連事項を抜粋)

これを見ると、全ての本において、収録巻・底本のいずれかが必ず相違していることがわかる。また、七十五巻本の本文編輯方針についてみると、(1)(2)は、真蹟・準真蹟本→洞雲寺本（六十巻本、広島県廿日市市）→乾坤院本（七十五巻本、愛知県知多郡東浦町）の順で、底本を巻によって変更しているが、これは『校異源氏物語』（凡例三頁）の方針と類似している部分があり、さらに恐らく真蹟本が平仮名書きであることも影響しているものと思われる。(3)(4)は、底本は一貫しているものの、(3)は龍門寺本（七十五巻本、石川県七尾市）を、(4)は本山版を用いているという点では相違があり、加えて(5)は本山版の排列を用いていることも特徴である。また、(1)と(2)『日本思想大系』、(3)と(2)岩波文庫本、(4)と(5)というように、複数の本が近い時期に刊行されているのは興味深い現象である。定期的にこのような本が刊行されることは、学問の進展・成果を注記等に反映する等の点では意義があると考えられる。

これらのような、戦後に編輯された諸種の『正法眼蔵』を振り返ってみると、先の『定本』の分類で示せば、「日常」「正確な文章」というときの『正法眼蔵』を目指した本が多いように思われる。そして、『正法眼蔵』の専門家や研究者のみならず、なるべく多くの宗侶、そして道心ある人々に浸透することを切に願ったの⁽⁵⁾『正法眼蔵』下所収「解題」三六四頁）『正法眼蔵』、つまりは参考用の『正法眼蔵』ということであれば、ここで挙げた、戦後に刊行された諸本であれば、いずれを用いても構わないのではないか、というのが筆者の基本的な見解である。ただし、草案本（六十巻本系）「三時業」巻しか収録していない本（本山版を含む）は要注意であり、修訂本（十二巻本）「三時業」巻によって参究しなければならず、可能であれば永光寺所蔵の十二巻本の端本（『大成』続輯三所収）を用いて校訂した本が望ましい。その上で、この中で「原典の再建」という目標により近いと考えられるのは(3)、次いで(1)かと思われる。しかし、河村氏も(4)「例言」で認めているように、鏡島寛之氏の「余りに校訂本の間に、一長一短の差格がありすぎる」（『道元思想大系』二十一・二六頁）という問題は、未だ解決されていないというのが現状である。

四、おわりに―今後の課題

最後に、以上の研究史を踏まえて、今後解決していかなければならないと筆者が考えている事項について述べ、本稿の結びとしたい。ただし、これらの問題は全て、現時点においては、解決までの具体的・明確な見通しが立っていないということではない、という前提を付した上での論述であることは御了承頂きたい。

前節で挙げた、過去の活字での刊行本を改めて見ると、欠けているものがあることに気付かされる。それは、六十巻本を中心とした本、例えば、六十巻本の本文・排列を主に置き、七十五巻本・十二巻本・二十八巻本及び本山版等から巻を補う、という編輯方針の活字本が存在しないことである。その理由が道元禅師親輯説に起因することは先に述べた通りであるが、今後は、基礎となる編輯体系を中心とした写本・刊本の、インターネット等を通じた画像公開と、長期的にはデータ処理による分析も視野に入れた活字翻刻・公開を進めていくことが必要である。

これに関連して、六十巻本をめぐる今後の課題についても触れておく。筆者が以前示した、六十巻本に関する諸問題について、「基本的に、現在確認されている史料・写本だけでは、この問題を決定的に解決することは不可能であり、道元禅師や懐焚らの真蹟本など、さらなる新史料の発見が必要である」（本稿注〔1〕論文一四六頁）という立場は、現在も基本的には変わっていない。その上で、敢えてこれに付け加えるならば、現存資料でも解決は必ずしも不可能ではないと考える。それは、六十巻本・七十五巻本・十二巻本にそれぞれ説かれる宗旨、説示の重点は果たして同一なのか、異なるのか、ということである。

河村氏は、大久保氏の「寂円・義雲を中心とする宝慶寺系は、懐辨・義演を中心とするいわゆる永平寺系とは別箇に、六十巻をもって「眼藏」の大宗とし、寂円派の宗乘的位置を確立して、義介系の道元門下に臨んだ」（『大久保本』

「解題」七九五頁）という主張に対して、以下のように反論している。

しかし六十卷『正法眼藏』に、言われる如き対派的に位置づけられる所の、七十五巻本とは異質の思想的論拠——独異な宗旨が説かれているのであろうか。あるとすれば、その異質なる宗旨とは何か。（中略）七十五巻本・六十巻本は修訂・未修訂に依る本文の相違こそあれ、正伝仏法²⁴の開明敷演に思想的相異は無いと言わねばならない。（中略）さらにまた、道元禪師在世時及び寂後の原始僧団において、果して後世臆測するが如き寂円・懷契・詮慧・義介等の間に思想的対立がありえたかどうか。各々の人物における個性とその個性を通しての仏法の展開の相違の存するのは当然としても、道元禪師を中心とする「正伝仏法」における思想・信仰の受用という面において、それぞれの上足間に在って正統・異端の葛藤などは、少くとも資料的にはありえなかつたと私は思う。（『河村書』四五七～四五八頁）

『正法眼藏』の研究に生涯を捧げた、河村氏の主張は尊重すべきではある。しかし、一つの考え方として、六十巻本と七十五巻本・十二巻本を、親輯等の先入観を捨て、それぞれの排列・本文の通りに通読したとき、説示の重点や何らかの思想的相違が確認される可能性を全否定することは、現在の所は難しいのではないか。例えば、過去の議論の中で、「どうして道元禪師から性格の異なる七十五巻本『正法眼藏』と十二巻本『正法眼藏』が生れてきたのか」という疑問が示されている通り、この両者は説示の重点が異なる。そしてこの研究には、系統別の『定本』が必要である。

そのため、今後の『定本』の作成においては、『大久保本』等のように、巻毎に底本を変更したり、諸系統本を全て合わせて一つの本文を作成したりするのではなく、系統別の校本を、一貫した底本と、それに対する異同を示す形で作成することで、各系統の「原典の再建」を第一の目標としなければならない。この作業においては、古写本に留まらず、中世・近世の編輯本も、散逸資料を参照している可能性を考慮して、その成立の経緯を鑑みて、対校本とし

て組み入れることも重要である。加えて、その公開に際しては、近年瑩山禪師の著作で行われている、諸本対照形式も一考の余地がある。例えば、六十巻本・七十五巻本の系統別の校本を作成し、同一の巻を対照表形式で比較できるような形に整理して示す、ということである。その上で、それぞれを比較しつつも、独立して個別に読解していくことで、長期的には、道元禪師の著した『正法眼藏』が見えてくると共に、統一的な『定本』の方向性・可能性もまた見えてくるのではないかと考えている。さらに、これに注釈編のようなものを付していけば、参究用としても使用できる可能性がある。この目標は途方もないもので、実現の目処は全く立っていない。しかし、それに必要な資料は、おおよそ先人の手によって蒐集・刊行されている。それを受け継いだ我々の使命は、それを活かしつつ、発展させ、少しでも道元禪師の示した「正法眼藏」に近づくことであろう。

また、個々の研究者が、『正法眼藏』の諸本に本文の相違があることを改めて認識し、それをどう処理していくかを各々が検討することが重要なのではないかと考える。そのため、今後の『定本』においては、論文等において、同一の書籍を典拠として引用しつつも、引用者の見識によって、諸本との比較・校異に基づきながら本文を変更することで、結果として本文の微妙な相違が生まれることを許容しても良いのかもしれない。

次に、過去の『正法眼藏』成立論・編輯論を振り返ってみると、道元禪師以降の、中世・近世までの編輯本については、その成立に関する思想的背景など、未だ検討の余地があると考ええる。一方で、現在発見されている史資料に基づいた、道元禪師自身、及びその孫弟子頃までの『正法眼藏』の成立論・編輯論については、六十巻本の問題と同様に、今までの議論を通じて、一つの到達点に至っているのではないかと、というのが現在の筆者の基本的な立場である。その上で、今後、この議論を次に進め、決定的見解を得るために必要な作業は、新資料の調査・公開、科学的分析の導入、そして先に述べた、六十巻本を中心とした主要編輯体系の活字化と精読であると考ええる。

この内、新資料の調査・公開については、過去の議論が、永光寺十二巻本の発見等によって大きな進展を見せた

いう事実があり、またさらなる全国寺院・機関等の資料調査を通じて明らかになる余地が十分残されている分野である。⁽²⁶⁾ その一方で、所蔵寺院の無住化や、昨今の気候変動により激甚化が進みつつある災害等によって、それらが失われるリスクは高まりつつあるため、早期の点検・写真撮影・寄託保管等の保護措置が求められる、というのが趣旨である。そして最後の問題について説明し、本稿の結びとしたい。

先の六十巻本等の、道元禪師自身による『正法眼蔵』成立論・編輯論における諸問題の解決を阻む障壁の一つとして、現在知られている、道元禪師等の伝真蹟資料の真偽に関する評価が確定していない、ということが挙げられる。これについて、過去より現在まで行われてきた、寺伝や周辺資料、最終的には個々人の見識という、基本的には肉眼で得られる情報のみを以て判断するという方法には、限界があるように思われる。一方で最近、マイクロスコップ等を用いた紙質解析など、科学的・非破壊的手法によって、年代の判断が行える可能性が示されつつある。⁽²⁷⁾ これを用いて、料紙の年代や真蹟本同士の紙質の同一性等を判定すれば、少なくとも、当該資料が後代に偽造されたものかどうかを客観的に判断することができるため、従来の判定が覆されることもあり得る。

しかし、この研究の前提には、対象が、「曹洞宗」という一宗の「宗宝」であり、さらには信仰の対象であることの整理が前提となる。これについても、鏡島寛之氏の論の言葉を挙げて説明するのが適切であろう。

およそ、宗学ほど困難な学問も稀れである。——たとえば宗外における研究は、一学者としてだけの個人の責任にとどまる。たとえ失敗しても、また何回でも出なおせる。しかし、一宗の宗旨を支える宗学においては、殊に脈々として伝えられた伝統の権威を、移り変わる時代の速さの中で、巖然と持続せねばならない宗学の場合は、一回でも誤つたら最後、すまされないものがある。それは宗学の過失は、科学の実験とはちがって、ただちに信仰の不安定や動揺を意味するからである。したがって、同じ道元禪師研究とはいえ、もとより宗外一般のものと、宗内のいわゆる宗学との二つの研究の立場や方向を、同時に同位同格に律して、比較したり、論じたりすると

は、無理なのかもしれない。少くとも、宗学においては、道元禪師を一人の偉人思想家とみる以上に、宗祖としてみなければならぬ。眼藏が、たとえ哲学書であり得たとしても、宗学ではやはり宗旨の書でなければ意味をなさない。したがって、宗外において解放され自由に討究された眼藏研究の成果が、果してそのまま、宗学の本意にかなうかどうかとも、実は問題である。特に、この場合、道元禪師の哲学、思想の了解が、そのまま、高祖の宗教の真髓に触れ得るものとは必ずしもいえないであろうことも考えなくてはならぬ。⁽²⁸⁾〔道元禪師研究の動向・回顧〕、『道元思想大系』二十一・一八頁)

すなわち、もし仮に伝真蹟資料が、実はそうではなかったことが明らかになり、「脈々として伝えられた伝統の權威」の「持続」が困難になった場合、信仰の対象として、今まで通りにこれらの典籍を重んじることができると、この結果を宗門として受け止めることができるのか、ということである。

例えば、現在永平寺に所蔵され、国宝に指定されている、天福本『普勸坐禪儀』（以下、天福本）の偽撰説が近年示された。⁽²⁹⁾天福本は、現在の道元禪師の筆跡鑑定において、その評価基準として主に用いられているものであるが、もしこれが真蹟でないとなれば、他に伝を見ない本文であることも含めると、天福本そのものが偽撰ということになり、宗門に対して相当程度の動揺を与えるものと思われる。

『普勸坐禪儀』全体について見ると、流布本については、『正法眼藏』「坐禪儀」巻と内容が近似していることから、基本的には偽撰とは言いがたいため、直ちに宗旨に動揺を与えるものではないと思われる。しかし、かつて全久院（愛知県豊橋市）蔵『正法眼藏』「山水経」巻について、古田紹欽氏が、道元禪師ではなく義介（一一二九～一三〇九）の筆跡であるという見解の訂正を示し、大きな衝撃を与えたことが知られている。⁽³¹⁾そして、天福本が偽撰であることが確定すれば、それに伴う混乱は、「山水経」巻の比ではないであろう。

この問題は、唯一の正解があるということではなく、各々の依って立つ所があり、その微妙なバランスの中におい

て、いずれを重んじるかということによって異なってくる。筆者個人の問題として捉えてみると、一仏両祖を頂く宗教者としての立場と、真理真実を追究する研究者としての立場があり、現時点ではいずれにすべきか明瞭な答えを得ているということではなく、むしろ予断を与えることを避けるために、敢えて答えを記すべきではないのかもしれない。その上で、もしこの研究が行われるとすれば、資料の所蔵者や、鑑定・研究を行う個人・グループの問題としてその結果責任を負わせるのではなく、宗門の総意としての実施でなければならぬであろう。そして技術が確立したときに、宗祖の著作を信仰の対象としてのみ見、判断を留保するのか、研究の対象としてもまた見、真実を明らかにし、いかなる結果でも受け止めるのか、問題点を整理し、議論を行っておく必要があると考える。

以上、本稿で述べてきた問題意識は、繰り返し返すように、短期的な解決が難しい上、解決までの明確な見通しが見えていたり、白黒はつきりするような形で結論が出たりするようなものではない。しかし、ある時点において、このような問題意識があり、長期的な展望として解決が必要ではないかということを示唆することは、それに少しでも近づくことを目指すためには意味のある作業であると考えるので、敢えて卑見を草した次第である。今後、これらの課題の解決に向けて努力しつつ、本稿では言及しなかった、思想的・歴史的研究などについても整理することを試みたい。

〈註〉

- (1) 拙稿「『正法眼蔵』編輯論」再考一六十巻本『正法眼蔵』の位置づけについて―(角田泰隆編著『道元禪師研究における諸問題―近代の宗学論争を中心として―』所収、春秋社、二〇一七年二月)。
- (2) 鏡島寛之氏の問題意識は、明言はしていないが、岡田希雄「正法眼蔵の国語学的考察」(『道元禪師研究』・『道元思想大系』十八所収)の影響を多分に受けている。例えば「まし」「まじ」の問題(『道元思想大系』二十一・二八頁)は、岡田氏が論文の冒頭で言及している(『道元禪師研究』一三〇頁、『道元思想大系』十八・二二六頁)。鏡島寛之氏は『道元禪師研究』の編集実務を担当していたため、論

文の内容を刊行前に確認したのであろう。また鏡島寛之氏には、関連論文として、「道元禪師の言語観と眼蔵の表現」(『道元』第八卷第一・二号、一九四一年一・二月初出、角田泰隆編『道元思想大系』十三 道元禪師研究各論2、同朋舎出版、一九九五年九月再録)がある。

(3)

真字『正法眼蔵』の学術上の呼称は、「八大人覺」巻の奥書を、「秘密正法眼蔵」には「仮名正法眼蔵」とあるが、本山版では「仮字正法眼蔵」に改めており、それを参照して命名したことに由来する。拙稿「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題(三)」(本稿注〈13〉参照)一三二頁参照。これに補足すれば、諸本の奥書の「仮字正法眼蔵」の初出は瞎道所持本系(長見寺〈兵庫県豊岡市〉本、『大成』九・八二六頁)で、『参註』(『大成』十八・一一三〇頁)もこれを継承しているため、これらの影響を受けたものである。なお、「真字」には「しんじ」、「まな」の読みがあり(『日本国語大辞典』「しんじ」、「まな」項)、「仮字」には、「かじ」・「かな」の読みがある(『日本国語大辞典』「かじ」項及び岡田真澄〈一七八三〉一八三八)『仮字考』、伴信友〈一七七三〉一八四六)『仮字本末』の各書名参照)ほか、「仮

を呉音で読んで「けじ」と読む場合もある。『日本国語大辞典』の用例で見る限り、「真字」「仮字」の用例は近世中期以降のものであり、一方で前掲拙稿でも述べた通り、道元禪師当時の用例からすれば「真名」・「仮名」とした方が良いが、学術上の慣例として「真字」・「仮字」の呼称が長く用いられていること、意味上の違いは存しないことから、今後は、漢字表記は旧来通りとしつつ、読みを改め、「真字」・「仮字」へと統一する方向で進んだ方が良いのではないかと思われる。

(4)

『正法眼蔵』の内、真蹟本・六十巻本系は平仮名・変体仮名書き、七十五巻本系は片仮名書きにおおよそ区分される。これに対して、現在の活字本は全て通用の平仮名で表記されているため、本稿で想定する『定本』もこれに従うこととする。

(5)

『嗣書』(草案本断簡・修訂本)・諸法実相(断簡)・「祖師西来意」・「行持下」・「山水経」・「坐禅箴」巻。『道元禪師真蹟関係資料集』に全て収録。なお『道元禪師真蹟集』(大本山永平寺、一九九九年四月)では「坐禅箴」巻が除かれ、「諸法実相」巻の大寧寺(山口県長門市)切が追加されている。さらに『続輯永平正法眼蔵蒐書大成月報』十(大修館書店、二〇〇〇年一月、一一頁)には、「諸法実相」

卷の光嚴寺(富山県富山市)旧蔵切の写真が掲載されている。

- (6) 主要なもののみ挙げさせて頂くと、拙稿「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題(一)」「(三)」(『駒澤大学仏教学部論集』第四十九・五十号、『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七十八号、二〇一八〜二〇二〇年)、「版梟晃全の活動と晃全本『正法眼蔵』」(『傘松』第八九一号、二〇一七年十二月)、「本山版『正法眼蔵』の対校本について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十五回、二〇一四年七月)及び本稿注(10)(15)(17)(21)論文等。

- (7) 例えば、近世に六十卷本真本説を主張した天桂伝尊(二六四八〜一七三五)は、乙堂喚丑(一六八四?〜一七六〇)『正法眼蔵統絃講義』に引用される『正法眼蔵弁註』において、「或師、有忌憚雲師所集六十篇之真証、而遺棄坤卷者焉(或る師、雲師集る所の六十篇の真証を忌憚すること有りて、坤卷を遺棄する者か)」(『大成』二十・一四六頁)と述べ、正徳五年(一七一五)刊『義雲和尚語録』について、乾冊を卍山が先に序文を付して刊行し、後日『品目頌』が含まれる坤冊を龍堂即門(?!)(一七二一、宝慶寺(福井県大野市)三十世)が刊

行したのは、義雲が六十卷本を編輯した証拠としての『品目頌』を隠すためであり、卍山もそれを認識していたために意図的に省いて刊行したと主張している。詳細は志部憲一『天桂伝尊の研究』(大蔵出版、二〇二二年三月)六九三〜六九八頁参照。

- (8) 瑩山禅師の著作とされる『秘密正法眼蔵』と區別するため、二十八卷本は「秘密正法眼蔵」と表記した方がよい。ちなみに、承天代に作成された外箱には「秘密正法眼蔵」とあるが、題簽には「秘密正法眼蔵」とあり(『永平寺史料全書』禅籍編一、大本山永平寺、二〇〇二年六月、一八四〜一八五頁)、いずれを重視するかで表記は異なる。またこれで明らかのように、「秘密正法眼蔵」の名は後に付されたものであるため、『正法眼蔵闢邪訣』(『大成』二十一・二七三〜二七四頁)のように、この書名を『正法眼蔵』編輯論の論拠とするのは適切ではない。

- (9) 『卍山広録』二十九所収、第一序(『曹洞宗全書』語録二・五七四頁)。また『大成』二十一(五九六〜五九七頁)に旭伝院(静岡県焼津市)岸澤文庫本、總持寺本の序文を影印収録。

- (10) 従来は「陞座」巻を晃全自身が除いたと考えられてきた(『大成』八「例言」四頁等)が、筆者の

所見では、兎全にその理由を求めることは困難である。拙稿「兎全本『正法眼蔵』の成立過程について(下)——寛巖書写本・「行持」巻・「陸座」巻をめぐる諸問題——」(『駒澤大学禅研究所年報』第二十八号、二〇一六年十二月)参照。

(11) 横井孝氏は、「源氏物語 本文研究と古筆切研究のあわい」(『実践国文学』第九十三号、二〇一八年三月)において、「源氏物語」の「本文研究の人氣のなさという現実」(六頁)と、その現状の実態を「『源氏物語』研究の多数派の人々は小学館の新編日本古典文学全集からほとんど一歩も出ない有様」(八頁)と述べている。

(12) 禅語録の校訂に関しては、衣川賢次氏が「禅籍の校讐学」(『田中良昭博士古稀記念論集 禅学研究の諸相』、大東出版社、二〇〇三年三月)において、「語録」には口語を筆録して成立したという特性ゆえの校訂の困難があることと、実際の校讐作業を示している。道元禅師には「永平広録」等の語録もあるが、筆録を通じて成立したのか、道元禅師自身が著した原稿等に基づきながら筆録・編輯したのかどうかは別問題であり、「仮借」の傾向の分析等によって、今後検討していく必要がある。

(13) 石井修道『中世禅籍叢刊』二 道元集「総説」(臨

川書店、二〇一五年七月)五八三、五八九頁。なお、十二巻本も個々の仮名法語を後に結集・編輯したものなのかについては再考が必要。本稿注(15)論文参照。

(14) 今後の詳細な検討を要するが、例えば瑠璃光寺本は、法祖の覚隠永本(一三八〇〜一四五四)が書写した六十巻本を主に、大林寺本系の七十五巻本で巻を補ったものであるし、また梵清本も、八十三巻本①という先行資料があったにせよ、六十巻本の完本を保有していた可能性が高いにも関わらず、七十五巻本を主としたのは、自身が太原宗真(？〜一三七二)の瑩山禅師系の法を嗣いでいたこと、書写当時、太原開山・總持寺末の仏陀寺に住していたためである可能性がある。

(15) 拙稿「近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説(一)——時代背景と初期の動向——」(『宗学研究紀要』第三十五号、二〇二二年三月)。

(16) 熊本英人「近代における『正法眼蔵』の刊行について」(『印度学仏教学研究』第四十六巻第一号、一九九七年十二月)一二八頁。

(17) 大内本及び「謄写巻」の問題点については、拙稿「本山版『正法眼蔵』の「異本」について——享和二年開版本を中心として——」(『印度学仏教学研究』

第六十八卷第一号、二〇一九年十二月）参照。

(18) 『道元禪師集』については、河村孝道氏が『大成』続編四「例言」(六頁)にて言及・評価している。

それによれば、実際の校訂者は、柴田道賢氏と井原徹山氏である(『道元禪師集』「凡例」二頁参照)。

(19) 鏡島元隆氏は、『道元禪師の引用経典・語録の研究』(木耳社、一九六五年十月)において、歴史的観点・書誌的観点・総合的観点を、特に近世における引用典研究の問題点として提示している。

(20) 鏡島元隆氏は、『二つの『正法眼蔵』12巻本か75巻本か、重視の立場異なる』(『中外日報』一九九八年九月二十六日、六面掲載記事)において、岩波文庫本と、当時刊行間近とされていた宗務庁版の刊行に際して、『二つの『正法眼蔵』の占める位置と意義を宗門としては天下に公表する義務がある』としている。

(21) 石井修道「道元禪師と三時業」(『駒沢大学禅研究所年報』第三十一号、二〇一九年十二月)等参照。なお石井氏も同論文で指摘するが、『修証義』では、本来正確には「順現法受」でなくてはならないものが「順現報受」になっている問題は、『修証義』の依用資料である山本版が後世に残した最大の問題点であると共に、本稿注(3)の問題と同様の、

山本版の成立史に起因するものである。拙稿「山本版『正法眼蔵』の本文編輯について」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第四十七号、二〇一四年五月)一一二―一一九頁参照。

(22) この作業を初めて本格的に行ったのが(4)『訂補版正法眼蔵』であり、同様の問題を抱えている「一百八法明門」巻と、「三時業」巻の現在最も優れた本文を参照できる本は、同書であると筆者は考えている。また『大久保本』も、明示はしていないが、この端本を参照して文を補っている。拙稿「玄透即中開版『永平高祖普勸坐禅儀』について」(『禅学研究』第九十七号、二〇一九年三月)三四頁参照。ただし、最良の本文を求めて、諸本を併用しなければならぬ状況を改善していく必要があることは言を俟たない。

(23) SAT(大正新修大藏経テキストデータベース)の運営を中心とした、近年の仏教学における文字・画像のインターネット公開・利活用については、下田正弘・永崎研宣編著『デジタル学術空間の作り方―仏教学から提起する次世代人文学のモデル―』(文学通信、二〇一九年十一月)等がある。

(24) 鏡島元隆『道元禪師とその宗風』(春秋社、一九九四年二月)一一九頁。

(25)

東隆眞監修、『洞谷記』研究会編『別校本瑩山禪師『洞谷記』』（春秋社、二〇一五年七月）、『瑩山禪師『伝光録』—諸本の翻刻と比較—』（鶴見大学仏教文化研究所、二〇一五年三月以降継続中）、また手

前味噌ながら、曹洞宗総合研究センター宗学研究部門編『『瑩山清規』の研究』（『宗学研究紀要』第三十三号、二〇一七年三月以降継続中）等が挙げられる。ただしこの背景には、瑩山禪師の著作は、同一の書名であっても各写本・刊本間の文字の異同が大きく、校本の作成が難しいという事情もあり、その理由の解明は今後の課題である。

(26)

阿部泰郎「宗教テクスト遺産としての寺院聖教典籍の再発見—『中世禅籍叢刊』が開示した中世禅の真面目—」（『中世禅籍叢刊』別巻 中世禅への新視角—『中世禅籍叢刊』が開く世界—、臨川書店、二〇一九年七月）参照。

(27)

例えば、令和三年（二〇二二）三月十三〜十四日に、シンポジウム「紙のレンズから見た古典籍—高精細デジタルマイクロスコープの世界—」として、近年の研究動向や、高精細カメラを用いた研究の報告がなされている（主催・実践女子大学文芸資料研究所・「源氏物語研究の学際的・国際的拠点形成」文部科学省平成三十年年度私立大学研究

ブランディング事業、共催・公益財団法人東洋文庫、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館）。

(28)

この引用文の趣旨は、宗門の道元禪師参究と、大正末期頃から隆盛しつつあった宗外の道元研究を、同一の視点で評価することが適切であるかどうかを述べたものであるが、その問題意識は、本稿における問題点にも共通するように思われるので、敢えて引用した次第である。

(29)

熊谷忠興「天福本普勸坐禅儀提唱（三）」（『傘松』八九五号、二〇一八年四月）一三五頁。

(30)

岩井孝樹氏は、『道元の思想と書』（大法輪閣、二〇一九年七月）において、『普勸坐禅儀』の筆跡は、意図的に他の著作とは異なる筆跡で記されたものであるため、それ以外の真蹟資料と筆跡が異なっていない、両者共に真蹟であることを、筆跡鑑定等を通じて主張している。

(31)

古田紹欽『正法眼蔵の研究』（創文社、一九七二年三月）四一頁。古田説に対する反論として、高橋秀榮「公開講演 重要文化財『正法眼蔵山水経』の筆者について」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十四号、二〇一三年十月）がある。